

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和4年(行ヒ)第296号
事 件 名	情報不開示決定取消等請求上告事件
判決年月日	令和5年10月26日
判 示 事 項	刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報の全部を開示しない旨の矯正管区長がした決定につき国家賠償法1条1項の違法があったということはできないとされた事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	東京拘置所に収容されていた被上告人が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年法律第37号による廃止前のもの)13条に基づき、東京矯正管区長に対し、被上告人が収容中に受けた診療に関する保有個人情報(以下「本件情報」という。)の開示を求めたところ、東京矯正管区長から、本件情報は、同法45条1項所定の保有個人情報に当たり、開示請求の対象から除外されているとして、その全部を開示しない旨の決定(以下「本件決定」という。)を受けたことから、本件決定は同項の解釈を誤った違法なものであるとして、上告人を相手に、本件決定の取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。
訟 務 月 報	70巻7号